


所在地・連絡先

〒376-0011
群馬県桐生市相生町3-120-6

 **0277-55-1400**
(13:00~17:00 土日祝除く)

 **0277-55-1429**

 info@npo-himawari.jp

 <http://www.npo-himawari.jp>



電車でお越しの場合:上毛電鉄 天王宿駅より徒歩●分

適格消費者団体 NPO法人 消費者支援 群馬ひまわりの会 入会申込書

ご記入の後、上記の住所へご郵送 または FAXにてお送りください。

申込日	年	月	日
-----	---	---	---

■お申込人様の情報をご記入ください

ふりがな	ふりがな		
お名前	ご住所	〒	
TEL	メールアドレス		
ご職業	所属団体 ※あれば		
ご入会の きっかけ			

■推薦人の氏名をご記入ください (入会には会員1名の推薦が必要です。推薦人がいない場合はご連絡ください。)

ふりがな	
お名前	

■ご希望の会員種別・加入口数をお選びください (各会員の特典について、詳しくはお問い合わせください。)

<input type="checkbox"/> 正会員 (1口 500円/月)	口 (円)
<input type="checkbox"/> 賛助会員 (1口 3,000円/年)	口 (円)
<input type="checkbox"/> 応援会員 (1口 1,000円/年)	

あなたの「こまった声」をお聞かせください!

商品勧誘の電話が
しつこくて困る...

困った...

インターネットで
購入した商品が
写真と全くちがう!

キャンセルした商品の
代金が戻ってこない!

群馬県内初!
「ひまわりの会」が
適格消費者団体に
認定されました!

契約書の内容と
ちがうのでは!?

だまされた



群馬県のマスコット「ぐんまちゃん」
許諾第29-100904号

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

消費者支援
群馬ひまわりの会

当団体には、弁護士・司法書士・消費生活相談員などの有資格者が所属しています。

「消費者支援 群馬ひまわりの会」は適格消費者団体に認定された、群馬県内唯一の組織です。

? 「ひまわりの会」ってどんな組織なの?

「消費者支援 群馬ひまわりの会」は、消費者被害の拡大防止のための活動を行っています。これまで真摯に取り組んできた活動実績が実り、2018年2月に内閣総理大臣より認定を受け、群馬県内唯一の「**適格消費者団体**」となりました。

これまでの実績例

- **中古自動車販売会社に関するトラブル**
購入キャンセルの際に手付金が正当に戻らない、手付金の一部未払いを理由に元の車検証が返却されないなど。
- **着物レンタル業者に関するトラブル**
契約当初に説明が無かったにも関わらず、1ヶ月以上経過してから解約すると、契約金額の40%もの高額な違約金を請求されるなど。

▶ このような事例について、消費生活センターと協力しながら**是正申し入れ**を行いました。

さらに
今後は

適格消費者団体に認定されたことで、消費者の利益を擁護するために、被害を及ぼす事業者に対して**差止請求**が可能となりました。

消費者の利益を守るため、より一層全力で活動して参ります!

情報提供のお願い

不当な契約や勧誘に関するトラブルで困っている事例がございましたら、私たちにご連絡ください。皆様からお寄せいただいた情報を、同様の被害者を作らないための活動に活用させていただきます。

被害の拡大を防ぐため、情報をお寄せください。

Tel **0277-55-1400** (13:00~17:00 土日祝除く)

Fax:0277-55-1429 / Mail:info@npo-himawari.jp

あなたの声が次の被害を
くい止めます。
お気軽にご連絡ください。



ひまわりの会
から皆様へ
お願いです



? 適格消費者団体からの「差止請求」って何?

「差止請求」とは、違法または不当な行為を行っている場合や行うおそれがある場合において、その行為をやめるよう請求する、民事上の救済手段のひとつです。

差止請求の流れ



適格消費者団体は、不当な契約や勧誘の被害にあった個人に変わって、差止請求権を行使できます。
適切な差止請求が行われることが、同様の被害の再発防止につながります!

会員登録・寄付のお願い

私たちの活動は、皆様の寄付と会費によって運営されています。上記の活動にご賛同いただける方は、是非ご入会ください。

ご入会いただいた方には、下記の特典がございます!

- **年6回の会報誌のご送付** (応援会員を除く)
消費者トラブルに関する事例などが掲載された会報誌を、メール送付致します。執筆には、弁護士などの専門家も携わっています。
 - **特別セミナーへのご招待**
専門家によるセミナーのご案内を送らせていただきます。(不定期) 消費者トラブルにあわないための注意点を、わかりやすく解説します!
- その他、弁護士・司法書士など「法の専門家」と知り合える機会が生まれます。是非ご入会のご検討をお願いします!



▶ 入会申込書は裏面へ

イラスト提供: Koti/PIXTA

さらに詳しい情報は、当団体のホームページ <http://www.npo-himawari.jp> をご覧ください。